

様式第2

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書

年 月 日

殿

住 所 〒

氏 名(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 印

電気事業法電気関係報告規則第4条の表第17号の2の規定により、経済産業大臣が告示する電気工作物の廃止について届け出ます。

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	

種 類	定 格	製 造 者 名	型 式	製 造 年 月	設 置 年 月	廃 止 年 月	個 数

廃止理由	1：老朽取替・廃止 2：損壊・焼損 3：その他（ ）
内 容	

(その他参考となるべき事項)

備考（様式第2）

1. 事業場の名称及び所在地には、当該電気工作物を設置していた又は予備として保管していた場所を記載すること。なお、OFケーブルにあっては、事業場の名称及び所在地については、事業場の名称の欄には線路名を、所在地の欄には該当区間の両端の地点における所在地（例）MH××【○○区○○】～MH△△【☆☆区☆☆】）を記載すること。
2. 連絡先には、担当部署のほか、電話番号、ファックス番号を記載すること。
3. 機器の種類には、以下の機器の種類に対応する番号を記載すること。
 - (1) 変圧器（柱上変圧器を除く。）
 - (2) コンデンサー
 - (3) 計器用変成器
 - (4) リアクトル
 - (5) 放電コイル
 - (6) 電圧調整器
 - (7) 整流器
 - (8) 開閉器
 - (9) 遮断器
 - (10) 中性点抵抗器
 - (11) 避雷器
 - (12) OFケーブル
 - (13) 柱上変圧器
4. 製造者名には、以下の製造者に対応する番号を記載すること。ただし、(23)その他を選択した場合は、具体的な製造者名をその他参考となるべき事項の欄に記載すること。
 - (1) 株式会社愛知電機工作所
 - (2) 富士電機製造株式会社
 - (3) 株式会社日立製作所
 - (4) 北陸電機製造株式会社
 - (5) 株式会社明電舎
 - (6) 三菱電機株式会社
 - (7) 日新電機株式会社
 - (8) 大阪変圧器株式会社
 - (9) 株式会社高岳製作所
 - (10) 東光電気株式会社
 - (11) 中国電機製造株式会社
 - (12) マルコン電子株式会社
 - (13) 二井蓄電器株式会社
 - (14) 東京電器株式会社
 - (15) 松下電器産業株式会社
 - (16) 日本コンテック工業株式会社
 - (17) 株式会社関西二井製作所
 - (18) 株式会社指月電機製作所
 - (19) 株式会社帝国コンテック製作所
 - (20) 古河電気工業株式会社
 - (21) 東京芝浦電気株式会社
 - (22) 日立コンデンサ株式会社
 - (23) その他
5. 廃止の内容には、廃止理由が「損壊・焼損」の場合には、事故の概要及び事故後の処理を、「その他」の場合には、その概要を記載すること。ただし、「損壊・焼損」の場合、電気関係報告規則第4条の表第19号に基づく報告を行った、又は行う予定の場合には、その旨を記載し、具体的な記載は省略可能とすること。
6. その他参考となるべき事項には、当該電気工作物を譲り渡す場合及び4.及び5.のただし書きに該当する場合にその旨を、並びにその他ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の使用状況の把握に参考となる事項を、それぞれ記載すること。なお、譲り渡す場合には、譲り受けする者の住所、氏名、事業場の名称及び所在地を併せて記載すること。
7. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
8. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。